

# 「地域」が自主性・独創性を発揮しながら 家畜衛生を推進させる取組を支援します ～ 消費・安全対策交付金(家畜衛生の推進) ～

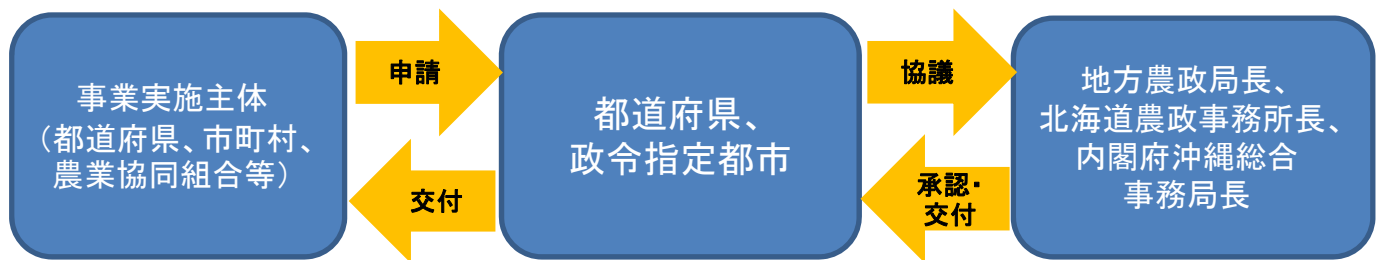
## 事業実施主体

- 都道府県、市町村、農業協同組合、自衛防疫団体、生産者の組織する団体※等
- ※ 畜産農家3戸以上により構成されている団体である必要があります。

## 事業申請

- 都道府県、政令指定都市に申請してください。

＜交付の流れ＞ 交付率: 定額(1/2以内等)



## 支援内容



### ● 監視体制の整備

- ・家畜の疾病発生情報の収集
  - ・飼養衛生管理基準の普及 等
- (例: 動物由来感染症のモニタリング、飼養衛生管理基準に基づく農家への普及・指導、自衛防疫推進協議会の開催 等)

**交付率** 定額(1/2、1/3※以内等)

※自衛防疫団体が実施する取組に要する経費については、交付率は1/3以内です

注) 都道府県、自衛防疫団体、特認団体※のみが交付対象実施主体になれます

※都道府県知事等が地方農政局長等と協議して適当と認める団体



## ● 家畜衛生対策による生産性向上の推進

- ・地域で問題となっている家畜の伝染性疾病の低減対策、損失防止の取組 等
- (例: 牛白血病等の慢性疾病の発生状況調査や農家に対する管理指導研修 等)

**交付率** 定額(1/2以内)



## ● 農場バイオセキュリティの向上

- ・野生動物の侵入防止対策の取組
  - ・消毒用機材等の資材の整備 等
- (例: 地域一体となったねずみ等の野生動物の駆除、防鳥ネットや消毒用機器の整備 等)

**交付率** 定額(1/2以内)

○ このほか、都道府県による以下の取組が支援の対象になります。



## ● 危機管理体制の整備

- ・防疫演習の実施
- ・病性鑑定ネットワークの構築 等

**交付率** 定額(1/2以内)

## ● 畜産物の安全性向上



- ・生産農場の組織化によるHACCPの考え方を採り入れた飼養衛生管理の推進 等

**交付率** 定額(1/2以内)



家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止

詳細については、お近くの地方農政局等にご相談ください。